

270. 近江国府跡調査の 現状とその景観

はじめに

戦後、全国各地で高度成長の名の基に開発に伴う発掘調査が実施され、多くの資料がもたらされた。

国府あるいは、国庁に関する資料もその一つである。

筆者も、かつて近江国府像すなわち国府の景観について若干の報告を行ったことがある。それ以後、さらに発掘調査による資料が増加した。そこで、過去の報告に、その調査後の結果を加えた近江国府研究の現状をみると共にそこから導き出された現時点における国府像についてみてみたい。

調査の経過と成果

近江国府についての研究は古く、米倉二郎による研

究に始まる。彼は、昭和10年に歴史地理学的方法から方八町の国府域を復元した。この研究を出発点とし、さらにその後の考古学的な発掘調査の成果によって研究が進められてきた。

発掘調査は、今日までかなりの地点で実施された。その主な調査の位置と結果は以下の通りである。

考古学的調査結果から（筆者は、国府の範囲を従来から言われてきた方八或いは九町の範囲に限定して考えてはいない。ここでは、その範囲について便宜的に「推定国府」と呼んでおきたい。）

瀬田廃寺跡① 瀬田丘陵から建部大社が鎮座する地点の南側に延びる丘陵の東端付近に位置する。古くから塔跡と考えられた礎石が確認されていたが、礎石の北側を名神高速道路が通過することから昭和34年に調査が実施された。金堂、塔が南北に配置され、しかも

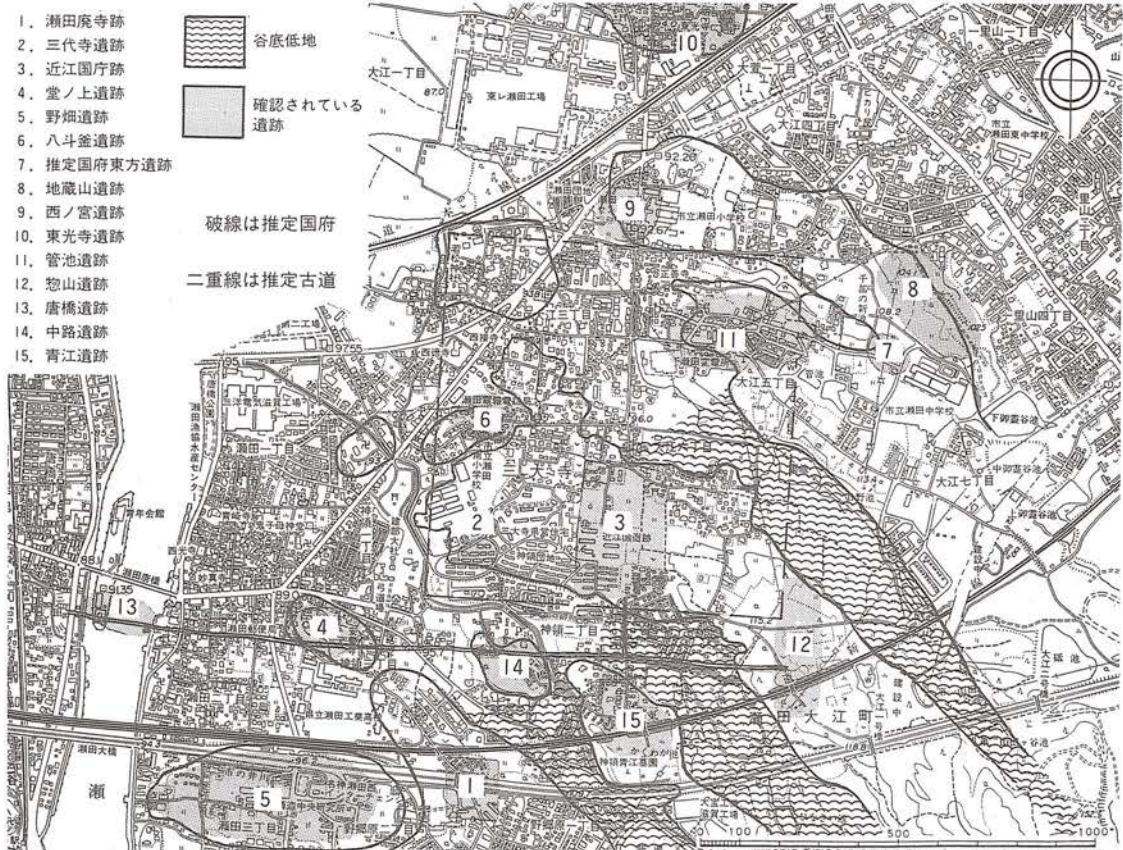


図1 近江国庁関連の遺跡（実線は標高100mラインと100m以下の独立丘陵）

両堂宇の基壇とも瓦積み基壇で、それらを囲むように回廊、僧房などがあったことが確認されている。講堂跡については確認されていないが、四天王寺式の伽藍配置をとっていた寺院跡と考えられる。なお、遺跡に接して西側に位置する野畑遺跡（後述する）から「国分僧寺」銘の墨書土器が出土していることから、信楽から大津に移された際の前期近江国分寺とも考えられる。なお、出土した瓦から、8～9世紀頃に営まれていたことが確認されている。

三大寺遺跡② 県営住宅建設に際して、昭和35年に実施された調査で近江国府の考古学的な発掘調査の端緒となった。この調査は県営住宅建設に際し、ブルドーザーによる整地工事が始まったなかで行われた。僅か2日間であったが柱の根固めから2棟の建物が検出され、うち1棟は桁行が3.0mの等間で7間以上、梁間10.2mの長大な建物であった。また、この建物は火災に遭っていたことも確認されている。調査者は、従来この地の「三大寺」という地名から寺院存在の見解が主流を占めた中、この地に官衙（国庁）の存在を示す先見の解を提示した。

近江国庁跡③ 昭和38年度の発掘調査によって米倉二郎が推定した推定国府域の中央南辺近くの中門跡推定地から西及び南北に走る築地跡、塙溝、基壇が検出され、翌年、昭和39年度にその北側の水田と畑地を調査した結果、ここに、後に全国の国庁調査の範となった近江国庁跡があったことが明らかにされた。すなわち、国庁は瓦積み基壇を有する正殿とその背後に後殿があり、その両側には北辺を正殿（前殿）の北辺に合わせた東西の脇殿を配し、各建物を廊で結んだ構造であった。さらに、国庁は、築地と溝に囲まれて区画されていたことや中門が推定国府の1町毎の方格線の東西線上にのらないことも明らかにされた。この国庁はその創建を8世紀中頃におき、少なくとも10世紀までは存続していたことが考えられている。

遺跡は、昭和47年に国の史跡に指定され、その環境整備のための事前調査が昭和52年から4か年計画で実施された。それにより国庁の西北部に奈良時代まで遡るとみられる鍛冶炉、11世紀以降とみられる東西25m以上の回廊状遺構や柵跡が検出された。

堂ノ上遺跡④ 建部大社の西南の独立丘陵上に位置する。遺跡の西には唐橋から西に延びる古道（後述する）と不動道の交差点がある。昭和48年と51、52年に調査が行われ、礎石瓦葺建物とそれを取り囲む築地塙が検出された。建物は後に掘立柱建物に建て替えられており、「承知十一年六月」が陽刻された瓦が出土したことから、建物の存在時期の一点が押さえられ、8世紀末～9世紀に成立し10世紀前半頃に廃絶したと考えられている。この遺跡は国庁に係した官衙あるいは、

検出した掘立柱建物の構造の特異さや交通の要衝に位置することから古代の駅制「勢多駅家」の可能性が推定されている。

野畑遺跡⑤ 堂ノ上遺跡の南に、瀬田廃寺とは東を接する位置、つまり、瀬田丘陵が瀬田川に向かって東西に延びる丘陵とその東の谷底の低地を含む位置に営まれた遺跡である。昭和56年、58年、59年、62年に調査が実施されている。調査によると大別して古墳時代前期と奈良時代から平安時代前期の二時期の遺構に分けられる。このうち後者は遺跡の全域から掘立柱建物、井戸、瓦窯などが確認されている。検出された各遺構からは様々な遺物が出土したが、特に井戸からは木沓や齊串などの木製品が出土した。

八斗釜遺跡⑥ 昭和58年に調査が実施された。推定国府域の中央部で西辺に接した谷底低地とその縁辺部に位置する。調査地点の大部分が谷底にあたり、明確な遺構の検出はなかったが、僅かに、谷の縁辺斜面にピット群と礎石建物の一部を多少検出したが、調査区の制約からどのような建物に成るのかは不明である。遺物としては、瓦片と平安時代から鎌倉時代頃の土器片が出土した。

推定国府東方遺跡⑦ 干部新池に西を接している。幅2.7m、深さ55cm以上を計る南北に延びる溝が検出され、溝内から摩滅した奈良時代から平安時代の瓦片が出土した。この遺跡は、後述する地蔵山遺跡とは一体となるものとみられる。

地蔵山遺跡⑧ 遺跡は、谷底低地から旧期段丘下位面が形成する丘陵にかけて拡がるが、推定国府東方遺跡に北西を接している。昭和58年に丘陵上で近世の畝状遺構が検出された。この遺構とは直接結びつかないが、縄目叩きの平瓦片が少量出土している。

西ノ宮遺跡⑨ 推定国府の北辺中央に接し、その内側を屈曲して、北に延びる道の周辺に広がる。昭和60年に調査され平安時代から室町時代までの掘立柱建物、井戸などが検出された。

東光寺遺跡⑩ 推定国府の北辺中央から北へ500mに位置する。当遺跡は、古くは、栗太郎衙跡とも言われていた遺跡である。昭和58年に調査が実施され上下2層の遺構面が検出されている。下層では建物の方位が磁北で3間×3間の総柱の高床式倉庫、人工開削の溝、井戸などが検出され、須恵器、瓦、海獣葡萄鏡が出土し、7世紀から8世紀に比定されている。また、上層ではN-9～15-Eの6間×8間と3間×3間の総柱の掘立柱建物が検出され、柱穴の一つから呪符木簡が出土し、11世紀頃と考えられている。

管池遺跡⑪ 遺跡は、標高約95～100mのレベルで推定国府の北西部を中心に広がる。昭和57年に調査が実施され、11～13世紀頃の掘立柱建物が多数検出されて

いるが、その主軸の方位は種々様々で同時代の建物が雑然と配置されている。このことから官衙とは考えにくい。出土遺物に緑釉陶器、灰釉陶器、輸入陶磁器が多数含まれており、一般の地方の農村集落とも考えにくい遺跡である。昭和52年にも調査が実施されており、その際にも、11～13世紀頃の掘立柱建物を主体とした建物群が検出されている。この時の調査では標高100m以上の地点まで調査が実施され、僅かではあるが8世紀頃と考えられる建物も確認されている。8世紀の建物が検出された位置は遺跡の中でも標高100m以上の地点であった。また、平成7年の調査の際には、1辺が1m以上の掘方の柱跡が2本分検出されたが、調査面積の制約から遺構の性格までは明らかにされていない。堀方から8世紀頃の須恵器が出土している。

惣山遺跡⑫ 近江国庁跡から南西に約500m付近に位置する。古くから古瓦の出土が見られたことから、国府に關係した寺院（神谷庵寺跡）として周知され、一時期の国分尼寺跡とも考えられていた。前述したように昭和52年から実施された近江国庁の環境整備のための調査が実施された際に、国府周辺の遺構の遺存状況の確認のため、これとは別に大津南部地域の緊急調査の一環として同時に調査が実施され、土塁状の高まりと南北の平行する2条の溝に挟まれた梁間4間、桁行2間以上の礎石建物の一部が検出された。その際には遺構の性格を明らかにできなかったが、20年後の平成8年から9年にかけて実施した調査でこの建物跡も含め、すべてが梁間4間×桁行7間の同企画の倉庫跡と考えられる瓦葺で巨大な礎石の総柱建物が12棟一直線に並ぶ状況が検出された。遺跡範囲確認調査も実施されたが、一列のみで、この倉庫群を回繞する施設も検出できなかった。出土遺物から8世紀に創建され10世紀頃まで存在していたとみられる。

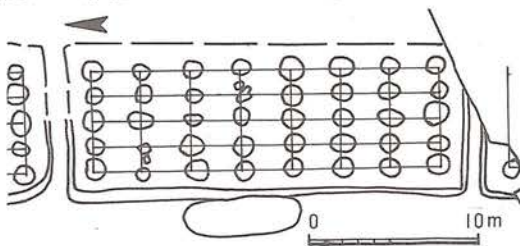


図2 惣山遺跡建物略図

唐橋遺跡⑬ 瀬田川浚渫工事に伴い川の中で調査が実施された。現在、架かる瀬田唐橋から下流に約80mに位置し、瀬田川東岸から8mの川の中で水面下3.5mの川底に橋脚の基礎構造物が見つけられた。さらに、この遺構から15m西にも、もう一つの橋脚構造物が見つかっている。遺構の概略は、川底を東西約9m、南北約15mの範囲で整地し大小の木材で橋脚の基礎を築

き、その上に大量の山石が積まれていた。この基礎構造中から無文銀銭や和同開珎をはじめとした皇朝十二銭や奈良・平安時代の土器などが出土している。

この他にも国庁の周辺には、国庁と同汎の瓦が出土したり、土壇状の遺構が確認されている中路遺跡・青江遺跡があるが調査が実施されていなかったり、僅かしか調査されていないため詳細については不明であるが、国庁と関連した遺跡である事はまちがいない。

歴史地理学的研究の成果

米倉二郎の研究 歴史地理学的方法を用い、かつ、近江国府研究の先鞭を成したのは先述した如く米倉二郎である。氏は、昭和10年に「近江国府の位置について」と題する小論の中で和名類聚抄、拾芥抄と共に「国府在栗本郡」と記すこと。周防国府や胆沢城の条里や外郭施設が方八町のプランを呈しているといった当時の調査が示す成果及び栗本郡の中でこの瀬田の地に残る条里だけが栗本郡の条里方位と異なり、瀬田川を挟んだ滋賀郡のそれと共通することから国府周辺の条里成立を国府成立以後のものと考え、同じような状況が存在する周防国府周辺の地形と比較することで極めて興味深い共通点が認められることを指摘した。すなわち、近江国府については東海道が周防国府については山陽道がどちらも四町程度の間隔で屈曲していること。国府の外郭に河川或いは土塁が残りかつ、四隅に神社或いは小祠が配され神地がみられることからこの神地に囲まれた範囲を国府と推定した。さらに、国府の位置を国府を意味する遺名、遺構らしきものは残っていないものの、推定地のほぼ中央に「真米」の字名が残り、これが「馬籠」から転訛したもので駅家に基づくものであるとし、真米と推定国府北辺から南へ一町付近に方二町ほどの範囲で国府の位置を考えた。また、天延(976)四年に起こった地震により、扶桑略記に記された「国府庁雑屋三十余宇顛倒」の記事から、これ以降国府等の諸官衙が再建されることなく、ただ、勢多の駅家に国司館が併置されるにすぎなかったのではということも提示した。

藤岡謙二郎の研究 氏は、駅家の位置については疑問視しつつ、米倉氏とほぼ同様な説を述べながらも米倉氏の言う方八町の範囲は、方九町となることを指摘し、そのことをふまえ、国府域は方八町の方が適当であるという考えを示している。

足利健亮の研究 氏は、米倉氏のいう近世の東海道がそのまま古代の官道になったという考えに立ち、現在の唐橋のある地点に瀬田川の渡河点を考えると「江家次第」記載の記事内容から、その道は、現在の石山国分の地にあったと考えられている国分寺の北側を通ることとなり、寺院の伽藍が通常考えられているものとは逆の位置となるが、古代勢多橋の橋脚遺構が下流

約80mで発見されたことから、国分寺の南を通り勢多古橋を渡り古代官道が通ることを指摘した。また、瀬田川を渡河した道は直線的に延び、堂ノ上遺跡の乗る丘陵の南に接して、東進し、その痕跡が、小径として残るが、この道が古代の官道であり、さらに、直線的に東進し、国庁の南にまで達することを指摘した。

文献に現われた国府像

近江国府に関する資料は、それ程多くは残っていない。しかし、国庁自体の施設内容について、示唆する資料については大量にある。文献に現れた近江国府像について代表的なものは以下の資料である。

「延喜式」〈神祇齋宮式頓宮条〉凡頓宮者。近江国府。甲賀。垂水。伊勢國鈴鹿。壹志。総五所。

「扶桑略記」〈天延四年六月十八日条〉又、近江國分寺大門倒。二王悉挫損。國府庁並雜屋卅余宇顛倒。……この他にも「雅実公記」「中右記」「山塊記」「民経記」「和名抄」がある。

また、近江国と限定しないが国府の官舎の資料として以下のようなものをあげることができる。

「朝野群載」……著館日所々雑人等。申見参事。……所謂。税所。大帳所。朝集所。健児所。国掌所等也。其儀政所之卒書生書。

一、擇吉日可度雜公文由。牒一送前司事。……及雜官舎。……次勸官舎。神社。学校。孔子廟堂。并祭器。国庁院。共郡庫院。駅館。厨家。及諸郡院。別院。駅家。佛像。国分二寺堂塔。経論等。……

「新猿楽記」……これをもて庁の凡目代、もしくは済所・安主・健児所・檢非違所・田所・出納所・調所・細工所・修理等もしくは御廊・小舎人所・膳所・政所の或いは目代……

以上の記事から国庁或いはその周辺にはかなりの数の官舎が存在したことが伺える。

まとめ

ここで国庁を中心とした瀬田地区の地形を見てみると(図1参照)南東に位置する瀬田丘陵から北西方向の琵琶湖岸或いは瀬田川に向かって小丘陵がのびており、その頂上部に沿って僅かな平坦面が形成されている。そこで標高100mのラインを結んでみると三大寺を中心とした部分に比較的広い平坦面が見られる。また、100mラインよりも高い位置にあっても、両側が段丘で谷底を形成していたり、標高100m以下でも周辺より高く独立丘陵となっていたりして、全体的に凹凸の激しい地形をなしている。

この中で国庁跡は、最も広い平坦地を有する丘陵上にある。また、奈良時代から平安時代前期と見られる時期の遺跡が標高100mより高い位置或いは独立丘陵の高所に所在するが、近江国庁については、国庁関連の具体的な施設の様子や具体的な数を示す資料はほと

んど残っていない。しかし、扶桑略記(天延四年六月十八日条)から、少なくとも官舎が三十余宇があったことが判る。前記の文献から、国庁或いは周辺状況(国府)や官舎の数についておおよその推定ができる。そこで、現在確認されている遺跡の分布状況及び地形的な状況からみて、各遺跡の調査面積はほとんどが限定されているが、現在までのところ、国庁以外は圍繞施設を確認できていない。このことから、短絡的な結論となるが、近江国府の実体は、周辺の農村集落に見られない惣山遺跡で、検出された様な巨大な建物で周辺に視覚的な威圧を与える官舎の集合体ではなかろうか。しかも、官舎は周辺より高所の高燥な地に分散的に配置され、それらは直線的な道で結ばれていたと考えられる。



図3 近江国庁遺跡と惣山遺跡の周辺

ただ、推定国府の四隅の神社の配置及び南西コーナーの丘陵部の切り通しによる人工流路の整備が、10世紀以前の律令政治体制下での実施と見る見解もある。しかし、この問題については人工流路に接して鎮座する建部大社の成立と係わりがあるものと考えられる。すなわち、総社・一宮の成立は、国司の性格が変化する11世紀以降に考えられる向きもあるが、いまのところ、筆者としては建部大社の成立及び現在地への鎮座の時期について、明確な回答を有していない。問題の河川の流路は、当初、現在の建部大社の南にあったようである。そこで、その神威の高揚のため、あるいは、神威の高揚により、流路を迂回させるだけの財力が蓄積されたことで、神域拡大の必要から、流路変更の実施が可能になったとも考えられる。

このことから、当初の国府(官舎の集中した地域)は、少なくとも古道と地形に制約された従来の農村景観とは異なったものであったと言えるのではなかろうか。その後、社会体制の変容に伴い、国府像も必然的に変化していったと考えられる。このことについての詳細については別稿に委ねることとしたい。

(須崎 雪博)

参考文献『国立歴史民俗博物館研究報告第20集、63集』
国立歴史民俗博物館 1988、1995